

大学体育の評価に関する研究

——全国大学体育連合の「大学体育FD推進校表彰制度」から——

森 正 明

1. はじめに

1991年の大学設置基準の緩和（以下、大綱化）以降、大学で開講している教科目の自己点検・自己評価が努力義務化され、その後1999年の義務化とあわせて第三者評価も注目されるようになってきた。

第三者評価については、2004年度からの独立行政法人化を前に、学位授与機構が国立大学の第三者評価を行い、その結果を公表したことが知られている。

また、理工系大学及び学部では認証機関であるJABEE（日本技術者教育認定機構）に対して、審査を依頼することを目標にするところが増えてきた。

このような流れを受けて、全国大学体育連合（以下、大体連）でも2004年度から「大学体育FD推進校表彰制度」を立ち上げた。この制度は、各大学の体育のFD活動を推進し、その取り組みに対して大体連が審査を行い、FD推進校を表彰する制度である。

大綱化以後、積極的に自己点検・自己評価を実施し、FD活動に取り組んできた大学体育のこれまでと現状、ひいては今後の取り組みに繋がる資料として全国の大学に発信し、多くの大学が表彰された大学を参考にして、FD活動のさらなる推進に役立てることを目指して立ち上げられた制度と考えることができる。

2. 目 的

本稿では、第一回の「大学体育FD推進校」に選ばれた大学の取り組みを参考にして、本学の体育のFD活動に関する今後の取り組みについて検討することを目的とする。

3. 事例の検討

第一回の「大学体育FD推進校」には、九州大学、筑波大学、大阪工業大学、北陸大学、大東文化大学の5校が選ばれた。大学の規模（学部構成、学生数等）の違いがあり、すべてにおいて参考にすることは不可能であるが、国立私立を問わず共通項と考えられる取り組みについて、本学なりの考察を加えることで大いに参考になると考える。

大綱化以降の大学体育の動向は、以下のようにまとめることができる。

- (1) 教養課程の再編と連動した必修科目・選択科目論議
- (2) カリキュラム改革に連動した保健体育科目名の改変
- (3) 科目名の改変と各大学、各学部等での体育科目の位置づけ
- (4) FD活動の組織化と年次ごとの科目の位置づけの検討等

上記のような流れでそれぞれの大学が改革を行い、同時並行してFD活動に取り組んできた内容について検討したい。

九州大学は、数カ所のキャンパスに分かれながらも「健康科学センター」という組織で統一したカリキュラムをもち、実技の授業「健康・スポーツ科学実習」では、1年生全員が「実習ノート」をとおして授業時の取り組みやその後の所感等を記入、その後担当教員が点検し、半期の授業終了後には学生に返却する形態をとっている。教科目標のひとつに、健康・体力づくりへの自主的な取り組みの促進を盛り込んでいることも特徴である。また、体育をとおした人間関係の構築、コミュニケーション能力の向上に役立つコミュニケーションスキル教育も試行している。

筑波大学は、日本の多くの大学が目標とする取り組みを行ってきた実績があり、大学院のカリキュラムの中にも体育を位置づけている唯一の大学でもある。

筑波大学の体育は「主体性」「運動」「協調性」「知」の4本柱で構成・実施され、入学前12年間の学校体育のマイナス面を払拭し、新たな体育の始まりとして位置づけられている。

学生による授業評価もすべての教科目中第一位という評価を獲得している。そして、高得点を獲得した教員を囲んでの「授業改善ミーティング」を開催する等、FD活動の具体的な取り組みが行われている。

大阪工業大学は、体育科目を大学の初年次教育プログラムのひとつとして位置づけ、大学生生活のスタート時に必修プログラムとして、食事、睡眠、運動という健康生活実現のための教科内容を「予習、復習」という視点から考えさせる「演習ノート」を使って、実践に結びつける

取り組みを行っている。この取り組みは、平成16年度の大体連の「大学体育教育賞」を受賞した内容であり、この授業形態を中心に非常にわかりやすくまとめられたシラバスを配布して、学生との意見交換に役立てている。

北陸大学は、体育科目は選択科目という位置づけであり、学部によって科目名称も異なる形態で実施している。

2004年度に開設した「未来創造学部」も含め、体育の目的や目標を明確に提示し、学生の履修にもきめ細かい配慮で支援している。

講義、実技の教科書（テキスト）は、2名の専任教員の共著「青年期からの健康・運動科学」（新体育社、1997年初版）を使用し、2000年、2003年に改訂版を出版している。その他の特徴としては、大体連北陸支部の研修会費用負担を非常勤講師にも適用する等、開講しているすべての授業内容の質を保证する配慮がなされている。

大東文化大学は約17,000人の学生数を有する私立総合大学であるが、1年次の学生に対して全学必修のプログラムをもち、そのガイダンス時の配布資料「ガイドブック」は教員のプロフィール、体育施設の案内図、総合体育（全学部共通の必修科目名）の中で行われる6つの講義内容について作成する等、いわゆるマンモス大学といわれる大人数の学生を抱えていても、きめ細かい配慮がいきとどいた授業実践を行っている。

4. 考 察

今回の大体連の「大学体育FD推進校」に選ばれた大学には、以下のような傾向がみられる。

- (1) 年次を配慮したカリキュラム構成（特に1年次の入学後教育に重点をおいた）になっている。
- (2) 授業内容に「課題学習スタイル」（「実習ノート」や「演習ノート」等）を取り入れ、生活習慣改善のための行動変容等を目標設定にしている。
- (3) 学生による授業評価結果を有効に活用し、その後の授業改善に役立てている。
- (4) 体育科目を通して人間関係の構築やコミュニケーション能力の向上をはかる等、現代の大学生共通の課題といわれる領域にも取り組んでいる。
- (5) 第三者評価等外部評価を積極的に取り入れていく意気込みがある。

上記の5校にみられる傾向は、ここ数年の大学改革と重ね合わせて考えることが重要である。

大綱化以前の日本の大学は、国公立を問わず一律の制度のもとにカリキュラムが存在していた。体育科目でいえば、講義2単位、実技2単位（4年制大学）を修得しなければ卒業でき

ない制度であった。

大綱化以後こうした枠組みがなくなり大学ごとの自由度が増したにもかかわらず、教養と専門のつながり論や教養科目の存続論等に議論が集中したあまり、各年次ごとの教科目の配置や各大学や各学部ごとの具体的なゴール設定が希薄であったといえる。

しかし自己点検・自己評価の義務化と連動するように、大学の入り口から出口までのカリキュラム構成の明確化が求められるようになった。

また年次を配慮したカリキュラム構成との関連では、大学の「導入教育」の必要性が強調され、「基礎演習」や「導入演習」という科目名の授業が多くの大学で開講されてきている。

体育関連科目もこうしたながれを受け、大阪工業大学のように初年次教育プログラムのひとつとして履修させる大学も出てきた。

このような傾向に対して体育の独自性が失われるのではないかという意見もある。大学の教科目はすべての科目に共通する目的・目標が明確にあり、それに基づいたカリキュラム構成になっていることが重要であるので、各大学各学部ごとの体育の位置づけについては積極的に検討していく必要がある。

さらに今回の5校の大学の事例にもある「課題学習スタイル」の授業展開は、事前の取り組みを生かした授業成果に繋がり、ひとつの事後報告が次の授業に繋がるという系統性のある授業になっている。

そして体育の授業が、「こもる」「声が出ない」といわれている現代の大学生の人間関係の構築の場として機能し、コミュニケーション能力の育成に寄与することも今後さらに求められる。

「初年次教育」(First Year Experiences) が体験教育の重要性を強調しているプログラムでもあることを考慮すれば、体育科目は初年次(1年次)教育の重要な柱として積極的に強調して良い授業である。

今後は、大学の年次を配慮した体育科目の位置づけをはかり、大学生の健康管理、人間関係の構築、コミュニケーション能力の育成の場としての授業内容の提示が体育科目の課題である。

5. 本学体育科目の自己点検・自己評価と今後の課題

本学は、学部ごとに体育の実施方法(必修科目、選択科目等)や単位の換算基準等が一律ではない学部縦割り方式の大学である。学部ごとの教育・研究の目的や目標のもとにカリキュラムが編成され、その中に体育科目が位置づけられている。

2005年度の本学の学部ごとの体育科目は以下のとおりである。(演習科目や共通科目等の体

育関連科目は除く)

法 学 部：4単位必修科目（講義，実技を問わず，1年次～4年次）

経 済 学 部：4単位（講義，実技各2単位，1年次必修科目）2年次以降選択科目

商 学 部：2単位（実技，1年次必修科目）2年次以降選択科目（講義は，全学年で選択科目）

理 工 学 部：3単位（講義，実技1年次必修科目，一部学科によっては選択科目）2年次以降選択科目

文 学 部：3単位（講義，実技1年次必修科目）2年次以降随意科目

総合政策学部：講義，実技とも選択科目

このように学部ごとに実施方法に違いがある本学の体育であるが，学生の健康管理や学生間の人間関係の構築等を目標にしていることは全学共通である．特に，病気・事故等でスポーツ種目が選択できない学生に対しては，Rhクラス（リハビリテーションクラス）を全学部合併授業として開講している等，体育科目の運営は全学部体制で実施している．

ここ数年学部ごとのカリキュラム改革の中で，年次を配慮した体育科目の配置，導入科目の開講等，本学でも大綱化以降の傾向を反映した動きがみられる．

しかしながらFDの取り組みについては，大学全体で組織化されたばかりであり導入科目や体育科目等の年次配置の問題は，十分に検討されているとはいいがたい．これまで各学部ごとのカリキュラム改革の中で検討してきた実績をふまえ，体育としての自己点検・自己評価を十分に行なうことが重要である．

今後は，体育科目担当者として「中央大学の体育（案）」を提示し，初年次（1年次）教育の中への位置づけや導入科目としての体育関連科目の開講を検討していくことが求められる．また，生涯スポーツを見据えた高年次カリキュラムの検討も同時に考えていく必要がある．

今後ますます多様化する体育・スポーツの諸問題について体育科目をとおして再考することは，現代の大学生にとって大いに意味があることであり，少子高齢化社会を生きていくための大学時代の教科目として必要不可欠であると考えらるからである．

参 考 文 献

- 1) 森正明（2004）大学体育FD推進校表彰制度の発足 大学体育No.83 125-126.
- 2) 小林勝法（2005）認証制度と大学体育 大学体育 No.84 17-23.
- 3) 森正明（2005）平成16年度「大学体育FD推進校表彰制度」報告 大学体育No.85 38-40.
- 4) 田中每実（2005）FDの現在と課題 大学教育学会課題研究集要旨集 14-15.

(資料)

大学体育FD推進校表彰制度規定

(目的)

第1条 本連合に大学体育FD推進校表彰規程を設け、FD活動の推進に優秀な実績を示していると認められる大学会員を表彰する。

(選考の委員会および審査要綱)

第2条 大学体育FD推進校の選考のために大学体育評価委員会を設ける。

2 大学体育評価委員会は次のように組織する。

(1) 委員長 1名(常務理事から)

(2) 委員 10名(支部から8名以内、本連合会員以外から2名)

3 審査要綱は別に定める。

(大学体育FD推進校の決定)

第3条 大学体育FD推進校の決定は、大学体育評価委員会の報告を受け、常務理事会で行う。

(表彰)

第4条 大学体育FD推進校には、「大学体育FD推進校表彰状」を贈呈し表彰する。

(改廃)

第5条 本規定の改廃は理事会にて行う。

附則 この規定は平成16年4月1日より施行する。

大学体育FD推進校審査要綱

第1条 この要綱は、大学体育FD推進校表彰規定に定められた大学体育FD推進校審査に関する事柄を規定したものである。

第2条 審査は大学会員から提出された「大学体育自己点検・評価報告書」を対象として実施する。

2 学部や校地ごとに体育の責任組織が異なる場合は、学部や校地ごとに審査対象とすることができる。

第3条 「大学体育自己点検・評価報告書」の内容は、別表に示す項目に関する記述を要するものとする。

第4条 大学体育評価委員会において、「大学体育自己点検・評価報告書」が総合的に5段階評価の4点以上と評価された大学会員を「大学体育FD推進校」候補として、常務理事会に報告する。

第5条 本要綱の改廃は常務理事会にて行う。

附則 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。

別表 自己点検・評価項目

平成17年度大学体育自己点検・自己評価報告書

自己点検・自己評価項目

1. 教育目的・目標に関連して
 - (1) 教育目的・目標に関する項目
(全学的な目的・目標や学部ごとの目的・目標、体育の位置づけ、それらの適切性)
2. 正課（保健体育）に関連して
 - (1) 教育（授業）目標に関する項目
(年次指定等体育授業の教科目としての目標とその周知方法、その有効性)
 - (2) 授業方法に関する項目
(必修・選択等具体的な授業方法、再履修者や障害者への対応とその適切性)
 - (3) 履修状況に関する項目
(平成16年度の状況とその妥当性と適切性、開始前のねらいと開始後の評価)
 - (4) カリキュラム構成に関する項目
(学部別、全学共通等開講形態とカリキュラムの体系的性)
 - (5) 体力測定に関する項目
(新、旧の測定方法や大学独自の取り組みとその有効性)
 - (6) 成績評価に関する項目
(成績の分布や体育としての基準、学部としての基準等の妥当性、適切性)
 - (7) 教育に関するFDの項目
(授業研究、各種研修会の参加や企画等の適切性)
3. 教員組織に関連して
 - (1) 教員の構成と採用、昇進に関する項目
(所属学部、年齢、性別、専門分野、出身大学等／全学的な基準や学部別基準等の妥当性、適切性)
 - (2) 授業及び公務負担に関する項目
(担当コマ数、委員会の公務負担の適切性)
 - (3) 組織及び意思決定機関に対する各教員の関わりに関する項目
(学部別及び全学的審議形態と体育教員の関わり、体育に関する運営の妥当性、適切性)
 - (4) 専任と非常勤との関係に関する項目
(開講コマ数やその専兼比率等の妥当性、適切性)
4. 研究状況に関連して
 - (1) 研究活動、学会活動に関する項目
(所属学会数と研究成果の発表状況)
 - (2) 研究に関するFDの項目
(個人研究費、共同研究費、外部資金等の獲得状況、在外研修などの制度とその適切性)

5. 課外スポーツ活動支援に関して
 - (1) 課外スポーツ活動支援に関する項目
(監督、コーチ、顧問、役職等の関わりとセミナーや講習会の開催等の適切性)
6. 健康管理業務に関連して
 - (1) 学内の健康管理業務に関する項目
(保健センターとの連携の適切性)
7. 各種サービスプログラム業務に関連して
 - (1) 学内サービスプログラム及び社会貢献に関する項目
(学内サービスプログラムや地域貢献、スポーツ団体、行政の審議会等との関わりについて)
8. 自己点検評価及び第三者評価に関連して
 - (1) 過去の自己点検評価報告に関する項目
(学部別、大学全体の自己点検報告における体育関連教科目の点検評価の適切性)
 - (2) 過去の第三者評価に関する項目
(外部評価、相互評価等の適切性と有効性について)
 - (3) 現在の点検評価活動と今後についての項目
(体育独自の授業評価や学部ごとの点検評価等の方法や内容、時期などの適切性や有効性について)
9. その他
 - (1) 施設・設備及びその組織運営に関する項目
(施設関連委員会構成、予算(全学予算と体育授業予算等)、施設運営方法等の適切性)